

羽曳野市総合教育会議規程（案）

平成 年 月 日

羽曳野市訓令第 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき設置する羽曳野市総合教育会議（以下「会議」という。）について、法第 1 条の 4 第 9 項の規定に基づき、その運営に関し、法に定めるもののほか必要な事項を定める。

（会議）

第 2 条 会議は、市長が招集し、会議の議事を進行するものとする。

2 前項の場合において、市長は、あらかじめ日時、場所及び協議又は調整を行う事項等を教育委員会に通知するものとする。

3 教育委員会は、法第 1 条の 4 第 4 項の規定により、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し協議すべき具体的事項を示して、書面により会議の招集を求めるものとする。

（議事録の作成及び公表）

第 3 条 市長は、会議の終了後、速やかに次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

（1）開催した日時及び場所

（2）出席者の氏名

（3）協議又は調整が行われた事項及びその内容

（4）その他市長が必要と認める事項

2 議事録は、公表する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは、非公表とすることができる。

（庶務）

第 4 条 会議の庶務は、市長公室政策推進課において行う。ただし、会議の開催及び大綱の策定等に関する事務を教育委員会に委任又は補助執行させることができる。

（委任）

第 5 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。